

ウェブサポート 10

三井（1974）による事件記録調査の分析結果

三井（1974）の研究では、データを分析するために、数量化理論Ⅱ類という手法が用いられている。この分析方法の詳細な説明は省くが、さしあたり、本研究の文脈に即して述べるならば、起訴された者の点数と起訴猶予となった者の点数の差がもっとも開くように各要因の内部に存在する各水準の点数を計算していくものであるといえる。

一部省略しているが、ここでの説明に必要な範囲で分析結果を示したのが表1（次頁）である。まず、ここでの要因は、起訴猶予判断に影響し得ると想定されている考慮要素を指している。そして、それぞれの要因ごとに、いくつかの水準が設定されている。調査対象となった被疑者ごとに、それぞれの要因についてどの水準に該当するのかを排他的に選択していくかたちでデータが整えられる。先ほど述べたように、このようにして整えられたデータをもとに、起訴された者と起訴猶予になった者との点数の差が開くようにして各水準に点数が割り当てられる。ここでは、点数が低いほど起訴される蓋然性が高く、点数が高いほど起訴猶予になる蓋然性が高くなるかたちで計算がなされている。したがって、被害弁償等がないという事情は、起訴判断を導きやすい事情であり、それに比べるとそれがあるという事情は起訴猶予判断を導きやすいといえる。

《引用文献》

三井誠（1974）「検察官の起訴猶予裁量（四）——その歴史的小よび実証的研究」法学協会雑誌 91 卷 12 号 1693-1738 頁。

表1 三井（1974）の分析結果（窃盗事件）

要因	水準	点数
手口	1 万引ほか	0.00
	2 自動車窃盗ほか	25.62
	3 侵入盗	-49.96
犯罪回数	1 1回	0.00
	2 2回	5.79
	3 3回	-15.99
	4 4回	-37.22
	5 5回	-39.90
	6 6,7回	-1.89
	7 8,9回	52.83
	8 10回以上	-23.47
共犯者数	1 単独犯	0.00
	2 2名	11.38
	3 3名	-61.29
	4 4名以上	-11.80
窃取額	1 0～5000	0.00
	2 5000～1万	-5.03
	3 1万～2万	-37.15
	4 2万～5万	-20.39
	5 5万～10万	-45.76
	6 10万～30万	-64.45
	7 30万～50万	-26.47
	8 50万をこえる	-65.67
前科前歴回数	1 なし	0.00
	2 1回	-39.18
	3 2回	-12.75
	4 3回	-39.65
	5 4回	-74.37
	6 5,6回	-40.17
	7 7,8回	-45.57
	8 9回以上	-72.86
初発時非行年齢	1 30歳以上	0.00
	2 19～29歳	-29.54
	3 13～18歳	-35.68
被害弁償等	1 あり	0.00
	2 なし	-58.87
身柄引受人の監督誓約	1 あり	0.00
	2 なし	-52.29
警察の処遇意見	1 寛大処分	0.00
	2 相当処分	14.70
	3 厳重処分	-69.06